

【参考資料】

議案第 98 号 朝霞市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

生涯学習部生涯学習・スポーツ課

1 改正理由

武道館改修工事により、利用者の利便性向上が図られることから、「使用料・手数料の見直し方針（令和元年5月策定）」に基づき、武道館使用料の改定を行う。

2 改正内容

(1) 団体使用料（柔道場・剣道場）

| 時間区分        | 現 行        | 改定後        |
|-------------|------------|------------|
| 午前 9 時～正午   | 7 0 0 円    | 1, 0 5 0 円 |
| 午後 1 時～ 5 時 | 1, 0 0 0 円 | 1, 5 0 0 円 |
| 午後 6 時～ 9 時 | 1, 5 0 0 円 | 2, 0 0 0 円 |

※市外団体は 2 倍の金額。

(2) 個人使用料（柔道場・剣道場）

| 時間区分        | 現 行   | 改定後   |
|-------------|-------|-------|
| 午前 9 時～正午   | 1 0 0 | 1 5 0 |
| 午後 1 時～ 5 時 | 1 5 0 | 2 2 0 |
| 午後 6 時～ 9 時 | 2 0 0 | 3 0 0 |

※市外団体は 2 倍の金額。中学生以下は無料。

3 施行日

令和 7 年 4 月 1 日

担当

生涯学習部生涯学習・スポーツ課スポーツ係  
電話 4 6 3 - 2 4 0 3